

# 施設サービス利用契約書

医療法人 朋寿会

介護老人保健施設

福の里 花乃邸



6. 計画担当介護支援専門員は施設サービス計画案を作成し、また、同計画を変更した場合には、甲に対し、施設サービス計画案または変更された施設サービス計画案につき、その内容を説明し、同意を得ます。

#### 第5条（介護サービスの内容及びその提供）

1. 乙は、前項により作成された施設サービス計画に基づき、本条のとおり各種サービスを懇切丁寧に提供します。各種サービスの内容は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。
2. 乙は、甲の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合は、その意見に配慮して各種サービスの提供を行うよう努めます。
3. 甲は、介護保険給付サービスとして、次の各号のサービスを受けることができます。
  - ① 入浴、排泄、おむつの取り替え、着替え等の介護
  - ② 食事の提供
  - ③ 相談及び援助
  - ④ 行政手続の代行
  - ⑤ 機能回復訓練
  - ⑥ 病状安定期の医療
4. 甲は、介護保険給付外サービスとして、次の各号のサービスを受けることができます。
  - ① 理美容
  - ② 教養・娯楽の提供及びレクリエーション
  - ③ 特別個室及び4床部屋の提供
  - ④ 電気利用サービス
  - ⑤ 洗濯サービス
5. 乙は、本条の各種サービスの提供に当たり、甲又はその家族に対し、処遇上必要な事項についてわかりやすく説明します。
6. 乙は、甲又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他甲の行動を制限しません。
7. 乙は、本条の各種サービスの提供に当たり、甲の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、乙の心身の状態に応じて乙の処遇を妥当適切に行い、漫然かつ画一的なものとならないように配慮します。
8. 乙は保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、その甲の利用状況を把握するようにします。

☆（４）（５）（６）において、当施設は入所者様の健康・生活状態管理として血圧・体温等の生命兆候や生化学的検査などを実施しています。また、日常の生活状態を把握するための評価（FIM、MOSES、HDS-R等）を実施しています。これらの検査結果・評価結果等を科学的に分析し、入所者様の施設生活の充実と在宅復帰に向けてお役立てするために、データを研究に反映させていただく事があります。

#### 第6条（計画作成までのサービス）

乙は、甲に対し、甲の入所後、第4条の施設サービス計画が作成されるまでの間、甲がその有する能力に応じて自立した日常生活が送れるように適切な各種介護サービスを提供します。

#### 第7条（費用の負担と領収証）

1. 甲は、乙に対し、施設サービス計画に基づき乙が提供する各種介護保険給付サービス及び各種介護保険給付外サービスにつき、別紙「重要事項説明書」のとおりの利用料等を支払います。
2. 乙は、毎月翌月10日に、当月分の利用料等の請求書を甲に発送します。請求書には、甲が利用した各種サービスにつき、その利用回数、介護保険給付適用の有無等を明示します。
3. 甲は、乙に対し、前項の請求書に基づき、当月の利用料等を、翌月の27日に口座引き落としにて支払います。
4. 領収証は、引き落とし通帳への通帳記入をもって領収証として換えさせていただきます。なお、公的な手続き・申請等に必要な場合は事務所まで申し出て下さい。

#### 第8条（財産の保全・管理）

乙は、甲から金銭その他の財産について預かったり管理するよう依頼があっても原則としてお断りいたします。但し、甲において特別な事情により管理が困難とみられる場合に限り、相談に応じます。

#### 第9条（医療体制）

1. 乙は、甲に対し、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して的確な診断を基とし、療養上妥当適切な診察を行います。
2. 乙は、甲に病状の急変等入院の必要な事態が生じた場合には、責任をもって協力医療機関等に引き継ぎます。なお、当施設の協力医療機関は別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。
3. 前項の場合、甲が特に希望する医療機関を有する場合には、状況の許す限り、その希望する医療機関を優先します。
4. 治療の必要性、方法等の判断については、緊急の場合を除く外、甲の意思を確認し、できるだけ甲の意思に沿うようにします。

#### 第10条（介護サービス記録）

1. 乙は、甲に対する介護サービスの提供に関する記録書類を設備し、その完結の日から2年間保存します。
2. 甲又は甲の家族は、乙に対し、いつでも前項の記録書類の閲覧を求めることができます。

## 第 11 条（契約の終了）

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

1. 要介護認定の更新において、甲が自立又は要支援と認定されたとき。
2. 甲が死亡したとき。
3. 甲が第 13 条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき。
4. 乙が第 14 条に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき。
5. 甲につき、病院又は診療所に入院する必要が生じ、その病院又は診療所において甲を受け入れる態勢が整ったとき。
6. 甲について他の介護保険施設への入所が決まり、その施設において甲を受け入れる態勢が整ったとき。
7. 甲において介護保健施設サービス提供の必要性がなくなったとき。

## 第 12 条（契約終了後の退所及び費用負担）

1. 前項第 7 項の規定により契約が終了した場合は、乙は甲の退所につき相当の猶予期間を設ける等、退所の時期・方法については、甲の健康保持、生活環境の整備に十分な配慮をします。
2. 前条第 7 項の規定による契約終了後、退所までに甲の生活に要した費用については、甲又は身元引受人の負担とします。

## 第 13 条（甲の契約解除）

甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、7 日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了までに居室を明渡します。

## 第 14 条（乙の契約解除）

乙は、甲が次の各項に該当する場合には、甲に対して 1 ヶ月間の予告期間において、この契約を解除することができます。

1. 正当な理由もなく利用料その他自己の支払うべき費用を 2 ヶ月分以上滞納したとき
2. 甲の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ甲に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき
3. 甲につき、重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺を犯す危険性が極めて大きいと認められるとき
4. 故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込がないとき

## 第 15 条（中途解約と清算条項）

契約期間中に契約が終了した場合は、甲の責に帰すべき事由による契約解除の場合を除き、サービスの未給付分について乙が既に受領している利用料があるときは、その相当額を返還します。

## 第 16 条（身元引受人）

1. 乙は、甲に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、社会通念上、甲に身元引受人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。
2. 身元引受人は、この契約に基づく甲の乙に対する一切の債務につき、甲と連帯して履行の責任を負います。
3. 身元引受人は、前項の責任のほか、各号の責任を負います。
  - ① 甲が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように乙に協力すること。
  - ② 契約解除又は契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。
  - ③ 甲が死亡した場合の遺体及び遺留金品の処理その他の必要な措置。

## 第 17 条（苦情処理）

1. 甲又は身元引受人は、提供されたサービス等につき苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情申立窓口に苦情を申し立てることができます。その場合、乙は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について甲に報告します。
2. 甲は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
3. 乙は、甲又は甲の身元引受人から第 1 項又は第 2 項の苦情の申し出がなされたことをもって、甲に対していかなる差別的な取り扱いもいたしません。

## 第 18 条（秘密の保持）

1. 乙の職員は、業務上知り得た甲、甲の家族又は身元引受人の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
2. 乙は、乙の職員が退職後、就業中に業務上知り得た甲、甲の家族又は身元引受人の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らすことのないように配慮します。
3. 乙が、居宅介護支援事業者等必要な機関に甲に関する情報を提供する場合には、あらかじめ甲の同意を得ます。

## 第 19 条（退所時の援助）

契約の解除又は終了により甲が当施設を退所することになったときには、乙はあらかじめ甲の退所先が定まっている場合を除き、居宅介護支援事業所又はその他の保健機関、医療機関、若しくは福祉サービス機関等と連携し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

## 第 20 条（事故発生時の対応及び賠償責任）

1. 乙は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに名古屋市及び各関係機関並びに甲の家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2. 乙は、サービスの提供により甲に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、甲の側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
3. 乙は、万一の事故の発生に備えて、損害保険会社の賠償責任保険に加入しております。

#### 第 21 条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた場合は、法人の所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審裁判所とすることを、甲と乙はあらかじめ合意します。

#### 第 22 条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項につき疑義のあるときは、介護保険法令その他諸法令を尊重し、甲及び身元引受人と乙とは、協議のうえ、誠意をもって解決するものとします。

以上の契約の証しとして本契約書を 2 通作成し、甲及び乙は署名又は記名押印のうえ、各自その 1 通を保有します。

令和      年      月      日

（ご利用者；甲）私は、以上の契約につき説明を受け、内容を理解しました。私は、この契約に定めるところに従い、貴施設に入所し、各種の介護サービスを利用することを申し込みます。

住 所

氏 名

電話番号  
(FAX)

(署名代行者) 私は、下記の理由により利用者に代わり、上記署名を行いました。  
私は利用者本人の契約意思を確認しました。

住 所

氏 名

電話番号  
(FAX)

署名を代行した理由

(身元引受人) 私は、以上の契約内容につき貴施設から説明を受け、  
身元引受人の責任につき理解しました。

住 所

氏 名

電話番号  
(FAX)

(事業者 ; 乙) 当施設は、指定介護老人保健施設事業者として、甲の申し込みを受託し、  
この契約に定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。

所在地 〒453 - 0816

愛知県名古屋市中村区京田町 3 丁目 60 番地

名 称 医療法人 朋寿会

介護老人保健施設 福の里 花乃邸

代表者 理事長 野村 敬史

印

電話番号 0 5 2 - 4 8 2 - 8 8 1 1

(FAX) 0 5 2 - 4 8 2 - 8 8 1 2